資料６

令和元年11月19日

道路局施設課

車止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置について

歩道と横断歩道の接続部に車止めと視覚障害者誘導用ブロックを設置している箇所にお

いて、両者の位置関係が明確でないことから誘導用ブロックが基準を満たしていないケー

スがあります。このため、交差点における車止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置につ

いて考え方をまとめました。

① 車止めと視覚障害者誘導用ブロックが重ならないように設置する

② 基準では歩車道境界の段差と点状ブロックの間隔は３０ｃｍ程度だが、車止めと重複

する場合には、点状ブロックを後退させ、できるだけ車止めに寄せて２列配置する

③ 視覚障害者の方の導線確保のため、線状ブロックを結んだ中心線から左右７５ｃｍの

範囲には車止めを設置しない

④ 横断歩道へ誘導する線状ブロックは、対岸の線状ブロックと正対するよう配置し、ま

た原則として横断歩道の中心線を通るよう敷設する

車止めと視覚障害者誘導用ブロックが重なる現場も見られます。

車止めと視覚障碍者用ブロックが重ならないように対応した現場